令和元年

桑折町農業委員会会議録

第11回総会

令和元年11月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

- 1. 日 時 令和元年11月15日 午前11時3分
- 2. 場 所 桑折町役場 第一会議室
- 3. 応召委員 次のとおりです。

1	安	永	吉	克		2	古	Ш		清
3	佐	藤	德	雄		4	小	野	策	七
5	朽	木	泰	男	(欠席)	6	佐	藤		親
7	浅	野	国	英		8	後	藤	益	男
9	浅	尾目	出出	夫		1 0	朽	木	直	博

農地利用最適化推進委員

 桑
 折
 井
 浦
 成
 晴
 伊達崎・下郡
 石
 幡
 弘
 実

 伊達崎・下郡
 石
 幡
 茂
 上
 郡
 岡
 崎
 明

- 4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員4名です。
- 5. 総会日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 報告第10号 農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届出 について
 - 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について
- 6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽 木 紀 夫 係 長 石 幡 勝 弘

主任主查 鈴木克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長 ただ今から令和元年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、 桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会長議事録署名委員を指名いたします。

 2番
 古川
 清
 委員

 4番
 小野
 策七
 委員

会 長 それでは、総会日程第2の報告第10号「農地法施行規則第32条第1項第1号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【報告第10号、農地法施行規則第32条届出 整理番号1を朗読後、説明】 200㎡未満の農業用施設への転用届出が、1件ありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長 ただいまの報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終わります。

次に、議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を 議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第20号、農地法第3条 整理番号2、3、4を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号2、3、4については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号2について、地区担当である井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

整理番号2について、申請地は現在、作物の栽培がされていませんが、借り受け後については、申請地に設置してあるビニールハウスを活用し、野菜の栽培を行う計画になっています。

借受人は、伊達市保原町在住ですが、申請地までは車で5分程度であり、農作業に支障は有りません。

今回、賃借権設定により、耕作条件の良い農地を借り受け、新規就農として農業経営を行うものであります。なお、新規就農者ではありますが、地元協力者や 指導者のサポート体制がしっかりしております。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。次に整理番号3及び4について、地区担当である岡崎明推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号3、4について、現地を確認してきました。

整理番号3について、申請地は現在、パイプハウスによるきゅうりの栽培がさ

れていますが、借り受け後についても、引き続き、きゅうりの栽培を行う計画に なっています。

整理番号4について、申請地は現在、露地により野菜の栽培がされていますが、借り受け後についても、引き続き、野菜の栽培を行う計画になっています。

借受人は、伊達市保原町在住ですが、申請地までは車で5分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、賃借権設定により、耕作条件の良い農地を借り受け、新規就農として農業経営を行うものであります。なお、新規就農者ではありますが、地元協力者や指導者のサポート体制がしっかりしております。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第20号について、原案のとおり決定すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を 議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第21号、農地法第5条 整理番号5を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号5については、農地判定により第1種農地の判断となります。第1種 農地は原則として許可できませんが、例外的に許可ができる「集落接続事業」に 該当します。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地の南側は町道に隣接し、東側は宅地、北側及び西側は本家の農地に面しております。今回、本家住宅に近い農地を転用し、子が分家住宅を建て、高齢になった両親の農業を手伝う予定です。

申請地は、平坦ではありますが、盛り土の高さは排水で必要な高さに抑え、土砂の流出を少なくする計画です。雨水は集水マスを設置し、南側町道側溝に排水、維排水は合併浄化槽を設置し、南側町道側溝に排水する計画になっております。

今回申請のあった農地について、分家住宅敷地のために転用しても、周辺の農 地への影響はないと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第21号について、原案のとおり決定すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について」を議題とし整理番号6及び7の所有権移転を 審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。 事務局

【議案第22号、農業経営基盤強化促進法 整理番号6、7 (所有権移転) 朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各案件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号6について、地区担当である石幡 茂推 進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡茂委員

整理番号6について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、畑として耕作している農地であり、 隣接している譲受人所有の農地もあります。引き続きトマトを栽培することで同 一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図 られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の 確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。次に、整理番号7について、地区担当である石幡 弘 実推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡弘実委

整理番号7について、現地を確認してきました。

員

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、樹園地をして耕作している農地であります。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。整理番号6及び7について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号6及び7は原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号8から32、34から41、47、48を先に提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第22号、農業経営基盤強化促進法 整理番号8から32、34から41、47、48(利用権設定)朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号8から32、34から41、47、48の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。それでは採決いたします。 整理番号8から32、34から41、47、48について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号8から32、34から41、47、48は原案の とおり決定いたしました。 次に、整理番号33、43から46については、6番 佐藤 親 委員が借受 人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参 与の制限により、整理番号33、43から46の審議開始から終了まで退席をお 願いいたします。

(6番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号33、43から46について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第22号、農業経営基盤強化促進法 整理番号33、43から46 (利用 権設定) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号33、43から46の計画の内容は、 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

長

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号33、43から46について、原案のとおり決定することに賛成の 方は挙手をお願いします。

(全員举手)

会長 全員賛成ですので、整理番号33、43から46は原案のとおり決定いたしました。

(6番 佐藤 親 委員 入室し着席)

次に、整理番号42については、8番 後藤 益男 委員の同居の親族が借受

人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号42の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(8番 後藤 益男 委員 退席)

会 長

整理番号42について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第22号、農業経営基盤強化促進法 整理番号42(利用権設定)朗読後、 説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号42の計画の内容は、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号42について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号42は原案のとおり決定いたしました。

(8番 後藤 益男 委員 入室し着席)

会 長

以上を持ちまして、11月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。 令和元年第11回総会を閉会いたします。

閉 会(午前11時時20分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人